

飲食関係出店者が提供・販売等できるメニューについて

食品の提供・販売等については、保健所の取扱い指導が必要になります。「久里浜 食の祭典」における飲食物の提供・販売等に関する保健所への届出は主催者が一括して行います。

主催者が保健所に提出する届出で、取り扱いできる食品は、次のものに限り(食材等に制限あり)。

1 現地で加熱または簡易な調理加工するもの

(1) ご飯類

カレーライスのみ

(2) めん類

温そば、温うどん、焼そば、ビーフン、ラーメン、即席カップめん等

(3) 菓子類

大判焼、たい焼、カレーパン、水あめ、綿菓子、カルメ焼、甘栗、りんごあめ、べっこうあめ、果実あめ、焼だんご、焼もち、お汁粉、チョコバナナ等

(4) 飲み物

ジュース、コーヒー、ココア、紅茶、甘酒、ビール、その他アルコール類等

(5) そうざい

焼鳥、お好み焼き、たこ焼き、おでん、味噌でんがく、煮込、豚汁、けんちん汁、焼いか、焼魚、焼貝、焼(蒸)とうもろこし、ホットドック、アメリカンドック、フライドポテト等

(6) その他

ところてん、かき氷、レトルト食品等

2 調理加工済食品として販売できる品目

パン類、菓子類、弁当類、団子、餅、清涼飲料水、食肉製品、魚介類加工品、ハードアイスクリーム類、農水産加工品、びん詰め食品、かん詰食品等

3 農産物の販売

○食品提供・販売等に関する主な注意事項

- ・現地で行う調理加工は、簡易な行為に限る。
- ・保存基準の定めのある食品を販売する場合は、冷蔵設備及び温度計を備え、適正に保管する。
- ・飲食時に使用するコップ及び皿等は、使い捨てとする。
- ・食品表示法に基づく表示基準のあるものについては、基準を遵守して販売する。

※食品表示法に基づく品質の表示に関しましては、下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6654/p20096.html>

○主催者届出対象外

以下の食品等の販売に関しては、各事業者個別に保健所の営業許可を受けていただく必要があります。(後日手続き完了を確認できる書類を事務局に提示していただきます。)

- (1) 冷凍・冷蔵包装食肉販売
- (2) 冷凍・冷蔵包装魚介類販売
- (3) 陳列乳類販売
- (4) はっ酵乳販売

※ 食品に関する問い合わせは 保健所生活衛生課食品保健係 (046-824-2191) へ